

小山市部活動等の在り方に関するガイドライン

平成 31 (2019) 年 1 月

小山市教育委員会

目次

はじめに	1
本方針策定の趣旨等	3
1 適切な運営のための体制整備	4
(1) 部活動のガイドラインの策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 部活動における安全管理の徹底	6
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	8
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導の手引きの活用	
4 適切な休養日の設定	9
5 部活動環境の整備	12
6 学校単位で参加する大会等の見直し	13
7 その他	14
終わりに	14

はじめに

学校の部活動は、スポーツや芸術等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツや芸術の振興を大きく支えてきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や、生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制のままでは維持することが難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

将来においても、本市の生徒が生涯にわたって運動や芸術を豊かに生活に取り入れていく資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じたスポーツや芸術活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

市教育委員会（以下「市教委」という。）では、県教育委員会（以下「県教委」という。）が平成13年1月に作成した「魅力ある運動部活動～完全学校5日制を踏まえて」や、平成24年3月に作成した「部活動指導者ハンドブック～逞しく生きる力の育成を目指して」を参考に、平成28年11月に「安全な運動部活動の指導の在り方」を策定し、適切な運動部活動の運営に向けた取組を推進してきた。

このたび、平成30年3月にスポーツ庁が作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）、平成30年9月に県教委が作成した、

「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」という。）を受けて、「小山市部活動等ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を策定する。

なお、本ガイドラインに示す「部活動」とは、学校の内外を問わず、部活動顧問の指導の下に、生徒に対し行われる全ての活動を指す。

本ガイドライン策定の趣旨等

本ガイドラインは、小山市立中・義務教育学校後期課程（以下「学校」という。）の部活動（運動部、文化部）を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目や活動内容等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生き方」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図ったり、文化的活動の素地を培うことで創造力を育んだりして、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、運動や文化的活動を生活に取り入れていく資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 部活動の実施に際しては生徒の安全を十分に確保すること。

市教委及び学校は、国のガイドライン、県の方針に則り本ガイドラインを参考にしながら、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

また、本ガイドラインは、小学校・義務教育学校前期課程においても準用するものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動のガイドラインの策定等

ア 校長は、本ガイドラインに則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

その際、学校評議員や学校運営協議会等を活用して幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努める。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は上記アの活動方針及び活動計画（年間・月間）等を学校のホームページへの掲載等により、保護者に公表する。

ウ 市教委は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、県教委スポーツ振興課が「平成 30 年 9 月 19 日付スポ振第 380 号 運動部活動に係る方針等の作成について」に示した、各様式を踏まえるよう促す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導の内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間労働の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 市教委は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員¹の任用・配置について積極的に検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の人格を傷つける言葉や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合の引率を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 市教委は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする、部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 市教委及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 部活動における安全管理の徹底

ア 市教委や校長は、部活動について、生徒の安全を第一に、部活動顧問及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット²」事例を集約し共有するなど安全対策を講じる。

イ 部活動顧問や外部指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保できたりするように指導する。

ウ 部活動中、部活動顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携、協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒の間に約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握したりするようにする。このためにも、部活動顧問は日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解できるような指導を心がけたりする。

エ 校長及び部活動顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

また、熱中症事故を予防するために、高温・多湿時には、WBGT³計を活用し、「熱中

2 「1件の重大な事故・災害の背後には、29件の軽微な事故・災害があり、その背景には300件の事故につながりかねない、いわゆる「ヒヤリ・ハット」事象がある」という労働災害に対する経験則の一つで「1:29:300の法則」ともいわれている。アメリカの損害保険会社に勤務していたハーバード・ウィリアム・ハインリッヒが1929年に出版した論文の中かで発表したことから「ハインリッヒの法則」と呼ばれている。

3 Wet Bulb Globe Temperature（湿球黒球湿度）のこと。人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた暑さの指標。

症予防情報サイト」(環境省のホームページ) や、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会) 等を参考に、部活動の実施の是非を判断する。原則的には WBGT31℃以上は部活動を中止とする。やむを得ず部活動を実施する場合は、熱中症を予防するため、練習を短時間で区切るなどして休憩時間を十分確保し、水分・塩分補給と体熱の放散を行うと同時に、健康観察を適切に行う。さらに、冷房の効いている部屋を用意したり、帽子を着用させたり、薄着を奨励したり、氷のうを用意したりするなどの対策を講じることが考えられる。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、運動部並びに文化部も含め文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

市教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動顧問は、スポーツ医・科学等の見地から、練習の効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷等のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力等の向上につながらないこと等を正しく理解する。その上で、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や文化的活動の特性を踏まえた、合理的な指導方法の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引きの活用

ア 運動部顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うために、中央競技団体が作成した指導手引きを活用し指導を行う。

4 適切な休養日の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から、「ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁴」も踏まえ、以下を基準とする。

① 休養日の設定

ア) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。その際、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日（曜日は問わない）に振り替えること。

イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮する。

ウ) 大会（中学校体育連盟『P13 参照』・中学校文化連盟の主催大会並びに栃木県体育協会・小山市体育協会主催大会『傘下の各種目の協会・連盟主催も含む』、文化部の活動に係る県以上の団体の主催大会）前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意することにより、長期間連続して活動することがないようにする。

エ) 上記ウ) のケースも含め、やむを得ず週末2日続けて練習・練習試合を行うことは、月に2回までとする。この場合、その前後の週に必ず休養日を1日振り替え、加えてその週の平日の少なくとも1日は基準どおり休養日とする。

オ) 休養日は朝練習も放課後の練習も行わないこととする。

カ) 3日以上休日が続く場合は、練習・練習試合のいずれの場合でも、原則的に活動2日に対して1日の休養日を設ける。やむを得ず実施する場合は、校長の承認を得て実施する。

4 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

② 活動時間

ア) 1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）並びに長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効果的・効率的な活動を行う。

なお、準備と片付けの時間を、基準の活動時間には含めない。1回の練習につき準備と片付けの所要時間は20分以内とする。

イ) 実情により朝練習を行う場合には、部活動顧問は生徒の健康面⁵に配慮するとともに、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。実施に当たっては、保護者に対して十分な説明を行い、理解と協力⁵を得て行う。朝練習の集合時刻は、早くても午前7時からとし、実施する場合、1日の練習時間に含める。

ウ) 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。なお、学校外の場所で練習試合等を行う場合の移動時間は、活動時間には含めない。

エ) 1学期の始業式から終業式の期間の平日における活動時間は、下記の例のとおり弾力的に運用しても良いこととする★。運用に当たっては、その目的や効果、運用期間、休憩の取り方等を、生徒とその保護者に説明し、理解を得るとともに、校長の承認を得て実施する。

なお、平日に3時間を超える練習時間を設定することはできない。

【例】	月曜日	練習時間	1時間	火曜日	練習時間	3時間	水曜日	休み
	木曜日	練習時間	3時間	金曜日	練習時間	1時間		

⁵ 部活動顧問は、中学生の望ましい睡眠時間がおおよそ8時間とされていることや、生徒が朝食を食べないで朝練習に参加することのないよう留意し、生徒に具体的に指導するとともに、保護者に協力を求める。

★ 本ガイドラインで平日の活動時間は2時間程度、週に1回は休養日を設けることと示したことから、平日の活動時間の合計は、週4日×2時間程度＝8時間程度となる。上記の弾力的な運用は、週8時間程度の活動時間の範囲内で、練習内容等に合わせて、日によっては平日に3時間まで活動時間を拡大することができることを示したものである。

イ 校長は1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインと県の方針を踏まえるとともに、本ガイドラインの方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、保護者に公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間や、学校全体共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

市としては、学校閉庁日期間（8/13～8/16、12/29～1/3）は、全国大会出場を控えている場合を除き、部活動を実施しない。

5 部活動環境の整備

ア 市教委は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

イ 現在設置されている部活動で、以下のいずれかの状況が生じた場合は、校長は改廃の対象として、協議を行うものとする。なお、学校の実情により校長の判断で改廃をする場合は、この限りではない

- ① 団体戦のみ、あるいは団体戦も個人戦もある部については、1年生、2年生合わせて、団体戦の公式戦に出場するための人数を満たさない場合で、翌年の新1年生の入部において、3学年の合計人数が公式戦に出場するために、必要な人数を満たさない場合。
- ② 個人戦（個人種目）のみの部と文化部については、1年生、2年生合わせて、部活動としての適正人数が満たされておらず、翌年の新1年生の入部後も、それが解消されていないと学校長が判断した場合。

ウ 部活動の設置については、以下の条件を満たした場合にのみ、校長の判断で検討を行うものとする。

- ① 複数の顧問の配置が可能であること。
- ② 上記の改廃の対象の要件の①～②に該当しないこと。
- ③ 部員数が正式入部の時点で、競技として成立する人数が確保されていること。（文化部の場合、大会に出場する部活動については同様とする）
- ④ 活動場所が確保され、運営に必要な施設や用具の準備が整っていること。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合もあるが、大会等へ参加することは、日常活動の成果や課題を確認できるなど意義があることから、市教委は、合同部活動等の参加の機会など柔軟に対応できるよう大会主催者側に要請する。

イ 週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、市教委は、学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、中学校体育連盟・中学校文化連盟主催、又は県以上の団体以外の団体が主催する大会等の統廃合等を、主催者に要請する。

各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安としては、中学校体育連盟（下記参照）・中学校文化連盟が主催する大会並びに栃木県体育協会・小山市体育協会主催大会（傘下の各種目の協会・連盟主催大会も含む）、文化部の活動に関係する県以上の団体の主催大会を除いて、年間10大会程度とする。

●中学校体育連盟主催大会（下都賀地区学校体育連盟に確認）

- ・支部大会（4月に開催されるもの） ・地区春季大会 ・県春季大会
- ・地区総体（駅伝も含む） ・県総体（駅伝も含む） ・関東大会（駅伝も含む）
- ・全国大会（駅伝も含む） ・地区新人大会（駅伝も含む） ・県新人大会
- ・卓球の地区春季大会、地区総体、地区新人大会に出場するための支部予選

ウ 校長は、市教委が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならない事を考慮して、参加する大会等を精査する。

7 その他

(1) 部費の取り扱い

- ア 実情に応じ、保護者から部費を徴収した場合で、部活動顧問が会計を務める時は、出納簿、領収書を適正に管理し、学期に1回は校長の監査を受ける。また、年度末等に保護者に対して会計報告を行うとともに、出納簿や領収書の閲覧の希望があった場合は、それに応じるなど、使途の透明化を図る。
- イ 校長は、部費の徴収額について、必要に応じて数社から見積もりを取ったり、可能な範囲で遠征回数や指導者の招聘回数等を見直したりして、保護者の負担の軽減に努めるよう指示する。
- ウ 保護者会が管理している金銭については、上記ア・イの限りではないが、校長は適切な管理・運用がされているか、把握に努める。

終わりに

各学校においては、安全で効率的な部活動の運営に心掛け、指導者の資質向上を図るとともに、部活動をとおして、生徒の心身の成長と、豊かな学校生活の実現が図られるようにする。改めて、市教委で平成28年11月に作成した「安全な運動部活動の指導の在り方」を参照する等、安全の確保に努めるものとする。

本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的取組について示すものであり、これをもとに、学校や保護者、生徒、関係機関等が連携しながら、部活動が持続可能なものとなるよう適切に対応する必要がある。

なお、本ガイドラインは、必要に応じて見直しを図ることとする。